

**埼玉県住所地外高齢者
新型コロナウイルス感染症
定期予防接種相互乗り入れ**

QアンドA

（令和6年度版）

埼玉県医師会・埼玉県

Q1:県内の住民票と異なるところに長期滞在しているのですが、居住(現在)地で予防接種を受けることはできますか？

埼玉県民が、埼玉県内の協力医療機関で受けようとする場合、接種できます。市町村に依頼書を発行してもらう必要はありませんが、住民票のある市町村の予診票が必要です。

市町村によっては、自宅に配布されたりしている場合もありますので、住民票のある市町村にお問い合わせください。

Q2:高齢者の新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施期間は市町村によって違うのですか？

予防接種の実施期間は市町村で定めることとされており、市町村によって期間が違います。相互乗り入れ料金表及び埼玉県医師会HPで確認してください。住所地の接種実施期間が記載されています。これは、あくまでも住所地で受ける場合の定期予防接種実施期間となります。

住所地市町村の接種実施期間と相互乗り入れの期間は異なることもありますのでご注意ください。

相互乗り入れの期間は10月1日から翌年1月31日までです。

Q3:委託料(接種料)はどのようになるのですか。

委託料（接種料）は、被接種者の住所地が設定するワクチン代を含めた額となります。ワクチンは協力医療機関で用意したものを使用してください。

Q4:委託料(接種料)の請求方法はどのようになりますか？

協力医療機関は、埼玉県医師会が作成した「埼玉県住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ料金表等一覧」の料金表及び埼玉県医師会HPを参照し、予防接種を実施した月ごとにとりまとめ、翌月の15日までに市町村ごとの委託料請求書を作成し、予診票を添えて被接種者の住所地市町村に提出します。

市町村は、契約書に定めた期日までに医療機関の口座に委託料を振り込みます。

Q5:住所地外で高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種を希望する場合は依頼書や予診票はどのようになるのですか？

市町村の依頼書は、必要としません。

予診票は、住所地のものを被接種者が持参します。

協力医療機関は、接種の際、必ず健康保険証等で住所地の確認を行ってください。

Q6:予防接種済の証明はどのようにしたらよいですか？

予防接種済証（様式3）に必要事項をご記入のうえ、医療機関の長の印を押し、発行してください。

埼玉県医師会HPからダウンロードが可能です。

予防接種済証は予防接種を受けたことを証明するために必要ですので、必ず交付してください。

市町村によっては、予診票の後ろに予防接種済証の様式がついている場合があります。その場合は指定された様式に記入して被接種者にお渡し下さい。その際、捺印をお願いします。

Q7:副反応疑い報告書はどこに提出すればよいですか？

医療機関から（独）医薬品医療機器総合機構へ直接、FAX（0120-176-146）または、専用サイトにて報告書を提出して下さい。

URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

Q8:接種は、医療機関で個別接種するのが原則ですが、老人施設スタッフ等の関係でそれが難しい場合は、協力医療機関に所属する医師である嘱託医が施設で実施して差し支えないのでしょうか。

介護老人保健施設や、医療法上の診療所としての届出のある医務室のある特別養護老人ホーム等では、嘱託医が接種医である場合、相互乗り入れの接種をすることができます。

この場合は、入所者の主治医、かかりつけ医からの意見や診断書等を参考にすることが望ましく、また、さらに自ら予診及び診察を十分に行った上で接種し、プライバシーの保護にも留意してください。

高齢者は、基礎疾患等がある方が多くおられるため、慎重に行う必要があると考えられます。

Q9:市町村が住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れに参画していないが、同市町村内の医療機関が委任状を提出している場合は、この制度による予防接種を実施できますか。

協力医療機関は、他の市町村の住民に対しては、予防接種を実施することができます。乗り入れに参加していない市町村の住民は、他市町村で接種できません。

Q10:埼玉県医師会に所属しない医療機関は、協力医療機関になりますか？

なれません。

市町村それぞれと単独で契約を結ぶか依頼書による接種をお願いします。

Q11:接種医は手続きが必要ですか？

必要ありません。

埼玉県医師会に所属する医療機関等の長が、埼玉県医師会長に所定の委任状等を提出し協力医療機関となります。

協力医療機関に所属する医師が接種医となります。

Q12:接種医が住所地外の市町村において集団接種はできますか？

できません。

協力医療機関において、個別接種により行ってください。

Q13:他都道府県の方は住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種を利用できますか？

本制度は、埼玉県民を対象としているので、他都道府県の方は、従来どおり、依頼書により行います。

Q14:予防接種健康被害調査委員会を設置していない市町村は住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れに参加できますか？

できません。

予防接種による健康被害が出た場合は、対応がすぐ図れるよう市町村において要綱等の設置の整備を整えてからの参加をお願いします。

Q15:県内の住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種が受けられる医療機関は教えていただけるのですか？

埼玉県医師会ホームページ上に掲載します。

市町村及び協力医療機関、住民も閲覧できます。

市町村及び協力医療機関の閲覧用パスワードは、相互乗り入れ料金表等一覧の表紙に記載されています。

►その他新型コロナウイルス感染症予防接種に関する Q & A について(厚労省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html

